墨田 区議会だより
第 20 号
発　行　昭和54年10月20日
発行所　墨田区議会事務局
〒130　墨田区横網一の6-1
電　話　626―3151(大代表)

第三回定例会

「一般消費税導入反対」で

国に意見書提出

墨田区議会第三回定例会は、去る九月十七日から二十八日までの十二日間にわたって開かれました。

この定例会では、四名の議員が一般質問を行い、区長から提出された総額五億四千四百六十二万二千円にのぼる一般会計補正予算など議案十五件、請願・陳情四件を議決しました。

また、昭和五十三年度の一般会計と国民健康保険特別会計の決算審査を決算特別委員会に付託しました。

さらに、議員から提出された「一般消費税導入反対に関する意見書」「石油関連製品の価格安定と供給に関する意見書」「北方領土返還に関する決議」の三件を議決して閉会しました。

初日の十七日には、冒頭、去る八月一日付けで就任した知識経験者選出監査委員からあいさつがあり、続いて一般質問に入り、自民党・公明党の各一名の議員が質問を行ったところで散会しました。

二日目の十八日には、共産党・新自由クラブの各一名が一般質問を行った後議事に入り、区長から提出された十件の議案のうち、衆議院議員選挙に関連する一般会計補正予算については理事者の説明を受けた後、委員会付託を省略して可決し、他の議案は理事者から説明を受けた後、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しました。

また、今回受理した請願・陳情七件のうち四件は、各常任委員会に審査を付託し、他の「都市計画」に関連する事項の三件は、都市開発特別委員会に審査を付託することを議決し、さらに、建設委員会で継続審査となっていた「用途地域の変更」に関する請願・陳情三件についても同特別委員会に審査を付託替えすることを議決して二日目の本会議を終わりました。

最終日の二十八日の本会議では、各委員会で審査した議案を可決し、請願・陳情については別掲のとおり決定しました。

次に、区長から提出された墨田区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例ほか四件の議案を可決し、続いて区長から提出された昭和五十三年度一般会計及び国民健康保険特別会計歳入歳出決算が上程され、二十名で構成する決算特別委員会を設置し、次の定例会までに審査をすることにしました。

また、教育委員の任期満了による後任者の任命同意案件を全会一致で同意し、最後に「一般消費税導入反対に関する意見書」など意見書二件及び決議一件を議決して第三回定例会を閉会しました。

萩のトンネル（向島百花園にて）

議決した意見書・決議（要旨）

◎一般消費税導入反対に関する意見書

低成長時代となり、財政再建のために一般消費税の導入が検討されているが、現状では不公平税制の是正、歳出の節減などが先決である。原油の値上りによる物価の高騰は中小企業や低所得階層に経済的圧迫を加えている。ここで逆進性の強い一般消費税の導入について反対し、国民の理解と納得を得るための慎重な検討が行われるよう要望する内閣総理大臣・大蔵大臣あて

◎石油関連製品の価格安定と供給に関する意見書

大幅な原油価格の上昇は国民生活に多大の影響を与えているよって国は石油製品の価格の安定と供給の円滑を図るため次の施策を実施するよう要望する。

一　供給を確保し、便乗値上げを防ぐため、正確なコスト上昇を試算し、公表すること。

二　買占め、売惜しみ、隠匿、不当な値上げが行われないよう厳しく監視し取締ること。

三　「国民生活安定緊急措置法」を発動し、価格と供給の安定を図ること。

四　独占禁止法を強化して、画一的値上げを規制すること。

五　諸物価に影響の大きい公共料金の値上げは極力抑制すること。

内閣総理大臣・通産大臣・経済企画庁長官あて

◎北方領土返還に関する決議

歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土が、いまなお返還されていないことは、日本国民にとって遺憾のことである。政府が速やかに北方領土問題の解決をはかり、日ソの恒久平和の基礎を確立することを要望する。

来る二十六日

財源獲得大会を開催

二十三特別区議会

十月二十六日（金）に新宿文化センターで「特別区の財源獲得大会」を二十三特別区議会が主催で開き、国や都に、特別区の財源の改善を要望します。

これは、特別区が財政面において十分な権限が与えられておらず、自治体としての完全な機能をはたすことができないからです。

そこで、このような事態を一日も早く解消し、特別区が独立した自治体として、住民の生活向上に寄与できるよう大会を開き国や都に働きかけるものです

当日本区からは、区議会議員と区民代表合せて六十一名が参加し、各区代表約千七百名とともに、大会宣言を行い国や都に陳情書を提出する予定です。

大会スローガン

◎超過負担の完全解消

単価差・数量差・対象差・認可差をなくせ

◎特別区に地方交付税の配分を

特別区にも地方交付税を交付対象とせよ

◎当面市なみの起債権を

特別区の起債権を市なみに是正せよ

◎特別区の自主性を尊重した都区財政調整を

特別区の財政自主性を強化せよ

◎特別区に国有跡地の優先活用を

区内の国有跡地は特別区に活用を認めよ

◎事務・財源の適正配分を

住民に身近な仕事と財源を早く区へ

昨年の財源獲得大会の風景

五十三年度決算

特別委員会で審査

本会議の最終日に上程された昭和五十三年度墨田区一般会計決算と、同じく国民健康保険特別会計決算は、二十名の委員で構成する決算特別委員会で審査することになりました。

これらの決算は、その年の区財政の実績を示すもので重要なものです。そこで、十一月の定例会まで継続して慎重に審査することとし、十九日から四日間にわたって同特別委員会が開かれています。二十名の委員の氏名は次のとおりです。

◎委員長　○副委員長

決算特別委員会委員名簿

◎湯本　令二　○石橋　正夫
加藤　耕造　加藤　信雄
中村　光雄　佐藤　四郎
牛山れい子　小池　静雄
初沢　英夫　村瀬　政幸
薗田　隆明　武ノ内啓次郎
山本賢太郎　田中　左内
瀧澤　良仁　槐　勲
柴田　来治　桑名梅佐久
吉田武三郎　青山　政雄

第三回定例会 会議開会状況

第三回定例会中に開かれた会議は次のとおりです。

9月17日―運営委員会
　　―本　会　議
18日　本　会　議
19日　建設委員会
20日　厚生文教委員会
21日　区民衛生委員会
25日　総務委員会
26日　都市開発特別委員会
28日―運営委員会
　　―区議会だより編集委員会
　　―本　会　議
　　―決算特別委員会

区政に対する 一般質問（要旨）

五十四年第三回定例会では、九月十七日と十八日の二日間にわたり、四名の議員から、区政全般に対する一般質問が行われました。その要旨は次のとおりです。

地震警戒宣言時の区の対応策は

自由民主党

問 政府は、八月七日「東海大地震」に備え、「地震防災強化地域」に六県一七〇市町村を指定したが東京都は入っていないこれに対し区長はどう考えているか。又、東海地震警戒宣言時の区の対応は。

答 東京も大きな被害を受けることは容易に想像できるので、都も国へ要望したが指定されなかった。しかし、墨田区は指定されるされないにかかわらず、常時、警戒宣言が出されているという気持で防災対策を進めていこうと考えている。警戒宣言時には、区は適切な対応をしなければならないので、プロジェクトチームをつくり、きめ細かく検討している。

不燃建築に税の優遇措置を

問 区は、不燃化促進制度を実施したが、国も来年度から同様な制度を実施するとのことである。この場合、両国地域は両者の制度が競合することになる。もしこれにより、区の計画に余裕が出たときは、可燃物を取扱う中小工場の不燃化改築などにまわす考えはないか。又、建築主に対する税の優遇措置はどうなっているのか。

答 国において、制度が実施される目安がついた段階で、いろいろの問題を含め議会と協議する。税の優遇措置については、税務署と協議の結果、助成金は所得税、法人税の課税対象としないことになった。又、建設省においても指定された不燃化建築物には、都市計画税、不動産取得税などの減免措置を検討中ときいているので、実現するよう要請している。

出張所窓口の充実と施設の活用を

公明党

問 区は戸籍事務の機械化を進めるなど、住民サービスの向上に努め住民から非常に喜ばれているが、最も住民の身近かにある出張所の窓口事務を拡充して住民の利便を図るとともに、この施設をコミュニティ形成の拠点になるよう活用できないか。

答 窓口事務の拡充を図りたいがいろいろ問題がある。又、多目的利用についても建物のスペース、敷地などの問題でむずかしい。窓口事務には集中方式と分散方式があるが、それぞれ一長一短があり結論づけできない。これらの問題は、総合庁舎とも関連があるので、全体的立場から十分検討したい。

老人用アパートの借上げを

問 本区も高齢化が急テンポで進み、いろいろな問題が出てきている。特に一人暮しの老人には住宅問題が深刻である。立退きをせまられ、他に住居を深しても公営住宅は単身用はなく、民間では保証人がいないなどで入居できないことが多い。数区で老人のためのアパート借上げ制度を実施しているが、本区では実施する考えはあるか。

答 アパートを借上げて、お年寄だけを集めては、生きがいをなくし疎外感を生じることになるのではと若干疑問がある。しかし、数区で実施をしているので、その長所・短所について調査研究し、真にお年寄が喜ぶことを検討したい。

区は福祉の切下げに歯止めを

共産党

問 国、都では福祉見直しと称し、福祉の切下げを行ってきている。区はどう考えるか。又老人福祉センター建設問題、高齢者事業団の運営状況は。

答 国、都がどうであれ墨田区は高齢者に対し、多彩できめ細かな施策を行っていると自負している。今後とも、真の高齢者福祉対策を充実していく。老人福祉センターは、八月一日からプロジェクトチームをつくり、保健センターと併せた施設の建設を検討しており、年内には具体的にまとめたい。高齢者事業団は順調に運営されている。

生活防衛に緊急融資は

問 石油製品の便乗値上げなどにより、物価高騰が憂慮されている。これらにより区内の中小企業の経営状態は非常に厳しいものがあり、区民生活防衛の立場から中小企業に対する緊急融資や返済猶予・一時凍結などの措置はとれないか。

答 本区には各種の融資制度があり他に比べかなり有利な制度と考えている。区が直接融資をしたものについては状況に応じ適切な対策を講じることはできるが、保証協会などが関連しているものは、むずかしいものもある。

区議会議員等の報酬を改定

特別職報酬審議会答申どおり

今定例会の最終日の本会議で区議会議員の報酬と区の特別職の給料の額を改定する条例を可決しました。これは区民の代表で構成されている「墨田区特別職報酬等審議会」から出された答申に基づき改正されたものです。

答申では「審議会は区民の代表として公平かつ不偏の立場に立ち、区民感情と区財政事情をも考慮し検討した結果、区の権限の拡大に伴う議員活動の専門化、常勤化の傾向、他区議員との不均衡から引上げることが適当である」としています。

この改定により、区議会議員の報酬額は次のとおりとなります。

	（）内旧報酬額	単位千円
議長	五九二	（五一〇）
副議長	四九九	（四二五）
委員長	四一二	（三七四）
副委員長	三九四	（三五七）
議員	三七九	（三四一）

請願・陳情

今定例会では、区民のみなさんから七件の請願・陳情が提出され、それぞれ所管の常任・特別委員会に付託して、慎重に審査をしました。その結果、次の四件の結論が出ました。

◎採択としたもの

◇大型店出店に対する措置を求める請願

（意見）現段階では決議することはできないが、大型店舗の与える影響は大きいので、地元区民の意見を十分配慮のうえ対応するよう努力されたい。

◎一部採択、一部不採択としたもの

◇区民生活防衛に関する請願

一、採択とした分

○石油価格の引き上げ反対等

○石油不足からの便乗値上げの調査等

○生活困窮者への援護措置等

（意見）現行制度運用の中で趣旨にそうよう努力されたい

○一般消費税導入反対等

二、不採択とした分

○国保料の引上げ反対

（理由）趣旨にそうことは困難である。

◎不採択としたもの

◇一般消費税新設反対に関する請願

（理由）現段階において、反対宣言及び区主導による集会の必要性は認めがたい。

◇高額療養費受領委任方式の実施を求める陳情

（理由）趣旨にそうことは困難である。

錦糸町北側開発には大型プランを

新自由クラブ

錦糸町北側開発計画案が地元に示されたが、計画実現に対する区長の熱意は、又、対象地域をもっと広げた大型プランでもよかったのではないか。

答 錦糸町再開発には熱意を燃やしている。再三国鉄に足をはこび北口開設もしたし、今後とも国鉄、都、区の三者で協議し進めて行きたい。大型プランの件は、そういうことが望ましいが、といってプランだけで具体的な事業が進まないのでは意味がない。できそうなものから手をつけるのが良いと考えた。

区東南部に図書館の建設を

問 区には図書館が三館あり建設中の二館を含めると五館となる。しかし、南部地区には一館しかなく、特に東南部住民は不便のため利用率も極端に低くなっている。東南部に図書館を設置する必要があるのでは。

答 将来、是非設置すべきだと考えているが、用地問題、財政面でただちに実現はできがたいと思う、十分検討する。

隅田川のほとり ⑩

大横川

墨田区の中央部を東西に北十間川が流れています。この川の業平橋近くから南に向って直流し、竪川、小名木川と交わって江東区の仙台堀に通じている川を大横川と呼んでいます。

江戸時代には、業平橋あたりから深川木場までの約一里の間を横川と呼んでいました。横川と呼称されたわけは、江戸城から見て縦に通じていたから竪川その縦に対し横であるから横川という説と隅田川の横に並行しているから横川であるという二つの説があります。

竪川、横川のおこりは、明暦の大火（一六五七年）がきっかけとなったものです。大火後、江戸幕府は市街を火災に強い町にするため区画整理を行い、各所に火除地（広小路）を設けました。このため、旧市内では用地不足となり、隅田川東岸を宅地にしました。この時、堀ったのが竪川、横川です。

この横川は、三遊亭円朝の傑作「怪談牡丹燈籠」の舞台となったところです。そしてこの「牡丹燈籠」は次のような事実談と支那の伝談「牡丹燈籠」の話しを融合して完成させたという説があります。

明治時代の初めのことです。横川を隔てて旧旗本の若者と浅草から寮に肺の養生にきていた商人の娘が恋仲になりました。しかし、この娘にはすでに親が決めた相手がおり、これを知った親は本宅につれ戻すことにしました。

本宅に戻される前夜、二人は悲観し、手をとりあって目の前の横川に飛込みました。しかし若者は死にきれず家に引き返しました。心の疲れからふとまどろんだそのとき、娘の怨霊が枕もとに現われ、「あなたはあんまりです。」と言いました。若者は頭から蒲団をかぶり、「ゆるしておくれ」と震えるばかりでした。怨霊は毎晩現われました。恐しくなり湯島の兄の家に身を寄せましたが、それでも毎晩怨霊に悩まされました。

一方、娘は飛込んだ時、杭に袂をひっかけて気絶していたのです。通りがかりの人に助けられ、夜明けとともに浅草に戻されました。ところが、こちらもその晩から若者の怨霊が現われ「はやくいらっしゃい。ごくわかりいい道ですよ。」と言うのです。娘は「誠にどうも相済みません。」とあやまるだけで若者のあとは追いませんでした。

両方とも、相手が死に自分だけ生き残ったと思い、勝手に怨念に悩まされ、やせ細っていきました。心配した娘の親や若者の兄が問い詰めると二人は事のてんまつを打明けました。結局、百ヵ日の供養をして成仏してもらう事になりました。

ところが、両家の菩提寺が奇しくも同じであったことから、二人は墓地でバッタリと出合ったのです。二人の驚き、喜びは例えようもなく、そして住職の仲人でめでたく結ばれました。

この事件が「牡丹燈籠」創作の糸口となり、本所横川が舞台として設定されたといわれます今の大横川はコンクリートの護岸で杭などもなく、昔の面影はありません。

◀明治時代の大横川河岸